

奈良県告示第二十九号

物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月十六日から施行する。

なお、この告示による改正後の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の規定は、同日以後に行う申請について適用し、同日前において行われた申請については、なお従前の例による。

平成二十六年四月十五日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、申請者から請求があるときは、資格がないと決定した理由を書面により申請者に通知しなければならない。